3　各締約国は、両締約国が2に定める期間内にパネルの構成について合意に達しない場合には、2に定める期間が満了した後五日以内に、次条の規定に従って作成する自国の小名簿から一人の仲裁人を任命する。締約国がその五日の期間内に仲裁人を任命しない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、当該期間が満了した後五日以内に、仲裁人を任命しなかった締約国の小名簿であって同条の規定に従って作成されるものから一人の仲裁人をくじ引で選定する。申立国側の合同委員会の共同議長は、その代理人に対してくじ引による仲裁人の選定を委任することができる。

4　両締約国が2に定める期間内にパネルの長について合意に達しない場合において、一方の締約国による要請があったときは、申立国側の合同委員会の共同議長は、当該要請が到達した日の後五日以内に、次条の規定に従って作成されるパネルの長の小名簿からパネルの長をくじ引で選定する。当該要請は、他方の締約国に対して同時に通報されるものとする。申立国側の合同委員会の共同議長は、その代理人に対してくじ引によるパネルの長の選定を委任することができる。

5　次条に規定する仲裁人の名簿が、作成されない場合又は同条に規定する少なくとも九人の個人を含んでいない場合には、次の手続を適用する。

(a)　パネルの長の選定については、次のいずれかの手続を適用する。

(i)　パネルの長の小名簿に両締約国が合意する少なくとも二人の個人が含まれている場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、4に規定する要請が到達した日の後五日以内にこれらの個人の中からパネルの長をくじ引で選定する。

(ii)　パネルの長の小名簿に両締約国が合意する一人の個人が含まれている場合には、その個人がパネルの長の職を務める。

(iii)　両締約国が(i)若しくは(ii)の規定によりパネルの長を選定することができない場合又はパネルの長の小名簿に両締約国が合意する個人が一人も含まれていない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、4に規定する要請が到達した日の後五日以内に、次条に規定する仲裁人の名簿の作成又は更新の時に締約国がパネルの長として正式に推薦した個人の中からパネルの長をくじ引で選定する。締約国は、自国がパネルの長として正式に推薦した個人がもはやパネルの長となることができない場合には、新たな個人を推薦することができる。

(b)　パネルの長以外の仲裁人の選定については、次のいずれかの手続を適用する。

(i)　締約国の小名簿に両締約国が合意する少なくとも二人の個人が含まれている場合には、当該締約国は、2に定める期間が満了した後五日以内にこれらの個人の中から一人の仲裁人を選定する。

(ii)　締約国の小名簿に両締約国が合意する一人の個人が含まれている場合には、その個人が仲裁人の職を務める。

(iii)　(i)若しくは(ii)の規定により仲裁人を選定することができない場合又は締約国の仲裁人の小名簿に両締約国が合意する個人が一人も含まれていない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、(a)に規定する手続を準用して、一人の仲裁人を選定する。

6　パネルの設置の日は、三人の仲裁人のうち最後に選定された仲裁人が自己に対する任命への同意を両締約国に通報した日とする。

第二十一・九条　仲裁人の名簿

1　合同委員会は、第二十二・一条2の規定によるその第一回会合において、仲裁人としての職務を遂行する意思及び能力を有する少なくとも九人の個人の名簿を作成する。当該名簿は、三の小名簿（各締約国の小名簿及びパネルの長の職を務める個人であっていずれの締約国の国民でもないものの小名簿）から成る。各小名簿には、少なくとも三人の個人を含める。各締約国は、パネルの長の小名簿の作成又は更新に際して、それぞれ個人を三人まで推薦することができる。合同委員会は、仲裁人の名簿上の個人の人数がこの1の規定により必要とされる水準に常に維持されることを確保する。

2　合同委員会は、この協定の対象となる特定の分野における専門知識を有すると認められる個人から成る追加的な名簿であって、パネルを構成するために利用することができるものを作成することができる。

第二十一・十条　仲裁人の資格

全ての仲裁人は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　法律、国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識を有すると認められること。パネルの長については、更に、仲裁手続における経験を有すること。

(b)　いずれの締約国からも独立していること並びにいずれの締約国とも関係を有しておらず、及びいずれの締約国からも指示を受けないこと。

(c)　個人の資格で職務を遂行すること及び紛争に関連する事項に関していかなる組織又は政府からも指示を受けないこと。

(d)　行動規範を遵守すること。

第二十一・十一条　仲裁人の交代

この章の規定による仲裁手続において、当初のパネルのいずれかの仲裁人が参加することができず、辞任し、又は行動規範に定める要件を遵守しないことにより交代の必要がある場合には、第二十一・八条に規定する手続を適用する。

第二十一・十二条　パネルの任務

第二十一・七条の規定に従って設置されるパネルは、

(a)　パネルに付託された事案の客観的な評価（問題の事実関係、対象規定の適用の可能性及び問題となっている措置の対象規定との適合性に関する客観的な評価を含む。）を行う。

(b)　パネルの決定において、事実及び法に関する認定並びに当該パネルによる認定及び結論の理由を示す。

(c)　両締約国と定期的に協議すべきであり、及び相互に合意する解決を得るための十分な機会を与えるべきである。

第二十一・十三条　付託事項

1　パネルの付託事項は、パネルの設置の日の後十日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、次のとおりとする。

「両締約国が引用したこの協定の関連する対象規定に照らし、パネルの設置の要請において付託された事案を検討し、問題となっている措置のこの協定の関連する対象規定との適合性を決定し、並びに第二十一・十八条及び第二十一・十九条の規定に従って報告書を作成する。」

2　両締約国は、1に規定する付託事項以外の付託事項に合意する場合には、その合意の後三日以内にパネルに対し、合意された付託事項について通告する。

第二十一・十四条　緊急性に係る決定

パネルは、締約国が要請する場合には、その設置の日の後十五日以内に、紛争が緊急に処理を要する事案に関するものかどうかについて決定する。

第二十一・十五条　パネルの手続

1　パネルにおける口頭陳述は、両締約国が別段の合意をする場合又は締約国の意見及び主張が秘密の情報を含む場合を除くほか、公開とする。非公開で行われる口頭陳述は、秘密とする。

2　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第一回の口頭陳述は、被申立国において行い、その後は、両締約国間で交互に行う。

3　パネル及び両締約国は、一方の締約国が秘密のものとして指定してパネルに提出した情報を秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密の意見書をパネルに提出した場合において、他方の締約国の要請があったときは、開示しない情報が秘密であることについての説明を付して、当該意見書に含まれている情報の秘密でない要約であって公開し得るものを提供する。